

社会福祉法人能美市社会福祉協議会 社会福祉功労者等表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、能美市社会福祉協議会の関係者（団体を含む）であつて、社会福祉事業に功績のあったもの並びにその業績優秀な社会福祉施設、団体等の功績を顕彰し、又その労苦に報いもって振興発展に資することを目的とする。

(表彰・感謝及び奨励の方法)

第2条 表彰・感謝及び奨励は、能美市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）が表彰状・感謝状及び奨励賞を贈ることによってこれを行う。ただし、金品を併せて贈ることができる。

(表彰・感謝及び奨励の対象)

第3条 表彰は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 民生委員児童委員で功績顕著なもの
- (2) 社会福祉活動の功績顕著と認めるもの
- (3) 社会福祉団体、施設及びその役・職員でその功績顕著なもの

2 感謝及び奨励は、社会福祉活動に積極的に協力し、その功労が顕著なものとする。

(表彰・感謝及び奨励の資格)

第4条 表彰の資格は、次の各号に該当するものであつて、別表第1の表彰内規を基準とする。

- (1) 民生委員児童委員の現職にあつて、社会福祉増進に積極的に努力し、その功績が顕著なもの
- (2) 社会福祉事業の推進又は進展について、他の模範となる個人又は団体
- (3) 社会福祉機関又は団体の役・職員でその功績が顕著なもの

2 感謝及び奨励の資格は、社会福祉活動に積極的に協力した個人又は団体で、その功績が顕著と認めるものとする。

(資格の対象)

第5条 前条各号に該当既往において、この表彰規程に基づき表彰を受けたもの、石川県知事及び石川県社会福祉協議会会長の表彰を受けたものは、対象から除外するものとする。ただし、業績区分が異なる場合はこの限りでない。

(候補者の推薦)

第6条 各種関係団体長及び施設の長は、該当者を会長に推薦するものとする。

(表彰及び感謝の審査委員会)

第7条 表彰及び感謝該当者を審査するための組織は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年2月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月1日から施行する。